

# 第2次川西町集中改革プラン

平成22年3月

川西町行財政改革推進本部

# 集中改革プラン 目次

## I 本町を取り巻く行財政環境

- 1 本町を取りまく社会経済情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本町におけるこれまでの行財政改革の取り組みと第2次計画の必要性・ 1
- 3 本町の財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(主な財政指標)

- グラフ1 各年度決算の歳入の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- グラフ2 町税の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- グラフ3 地方交付税の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- グラフ4 各年度決算の性質別歳出の推移・・・・・・・・・・・・・・ 3
- グラフ5 人件費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- グラフ6 特別会計に対する繰出金の推移・・・・・・・・・・・・・・ 4
- グラフ7 町債の現在高の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- グラフ8 公債費指標の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 表1 地方公共団体財政健全化法に基づく4指標の推移・・・・・・ 6
- グラフ9 各種基金の年度末残高の推移・・・・・・・・・・・・・・ 6

## II 行財政改革の推進

- 1 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 改革の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 改革プログラムの重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 行財政改革プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 今後の行財政運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

川西町行財政改革推進本部設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

# I 本町を取り巻く行財政環境

## 1 本町を取りまく社会経済情勢

わが国の社会経済状況は2008年9月のリーマン・ショックに端を発した世界的な金融危機により、不況による企業倒産や派遣切りによる解雇等雇用不安が増大し、2009年7月には失業率は戦後最悪の5.7%を記録しています。さらに景気回復の兆しが見えない中、国及び地方自治体の税収はここ数年減少している状況にあります。また、政権交代による地方財政への影響が予想され、地方公共団体を取りまく環境は、かつて経験したことのないものとなっています。

本町においても、不況による雇用状況悪化や景気の低迷による税収の減少等厳しい状況が続くものと予想されます。

このような中、住民の暮らしに一番身近な基礎的自治体である町の役割は、少子高齢化の進展や住民ニーズの多様化、また地域主権を推進しなければならないことから、さらに増大することが予測されます。

## 2 本町におけるこれまでの行財政改革の取り組みと第2次計画の必要性

本町における行財政改革は、平成8年度の「川西町行財政改革大綱・推進計画」の策定以来、時代に即応した取り組みを実施しています。特に平成17年度に策定した「川西町集中改革プラン」（新・行財政改革大綱改定版）においては、危機的財政状況の下、61項目にわたるアクションプログラムに組み込み、収入の確保と徹底的な経費の削減を進めてまいりました。

この結果、集中改革プラン効果目標額の10億円に対し、5年間のトータルで約16億円の効果額実績になる見込みであります。

このようなことから、過去の危機的な状況からは脱したものの、現下の社会情勢を鑑み、継続的な取り組みが求められています。

町では、このたび自主自立のできる自治体運営を可能とする財政基盤の確立を図るため、「第2次川西町集中改革プラン」を策定し、継続して行財政改革を進めてまいります。

## 3 本町の財政状況

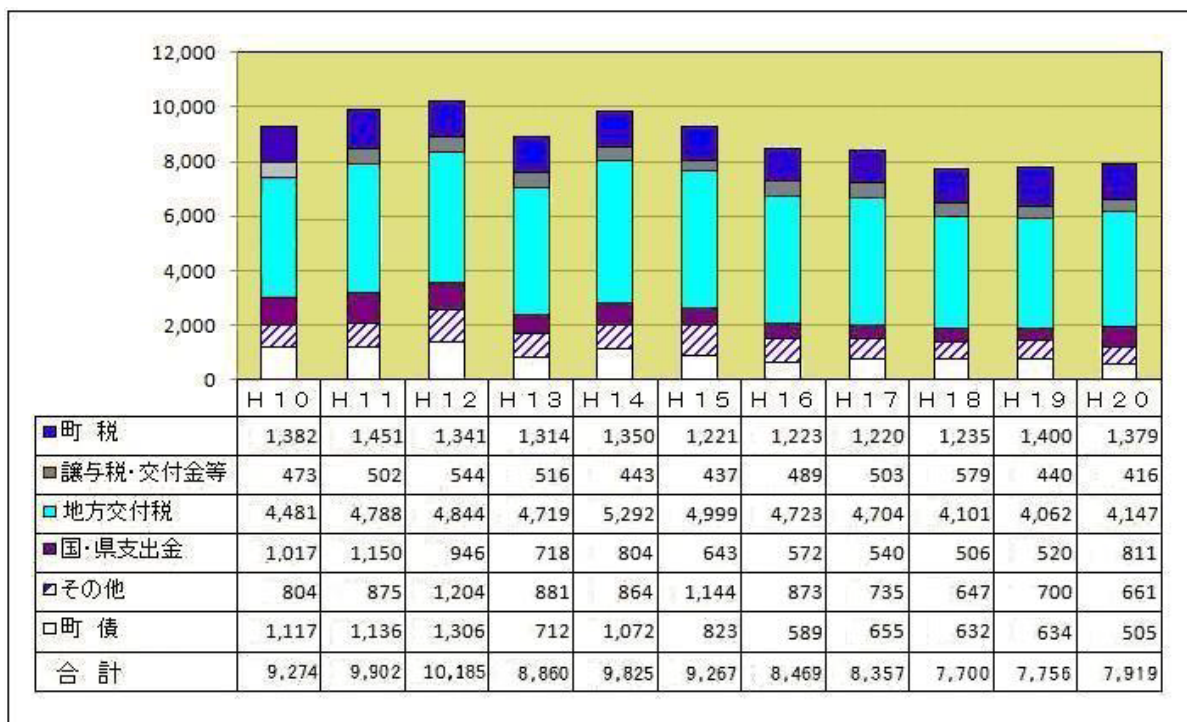
本町の財政状況は、これまで国の経済対策とも連動し、総合計画に掲げられた各種事業の展開を通じ、社会資本の整備等を積極的に進め、その財源の大半を町債へ依存してきました。このため、町の起債残高が膨れ上がり、その借入金の償還費は本町財政運営上の大きな負担となったことから、起債発行の抑制を柱として公債費の低減対策に取り組んだ結果、借入残高はようやく減少してきました。

その他の状況としては、平成19年度決算で水道事業会計に資金不足が発生したことから財政の健全化に向けた取り組みとして、一般会計からの出資を行ってまいりました。

歳入の根幹を成す税収は、収納率の向上対策に組み込み一定の成果は見られるものの、景気の低迷等により減少しています。また、最大財源である地方交付税は政治の影響による不透明な状況であり楽観視できない状況にあります。このように、今後も厳しい財政状況が続くと考えられます。

主な財政指標は以下（グラフ1～9・表1）のとおりです。

グラフ1 各年度決算の歳入の推移



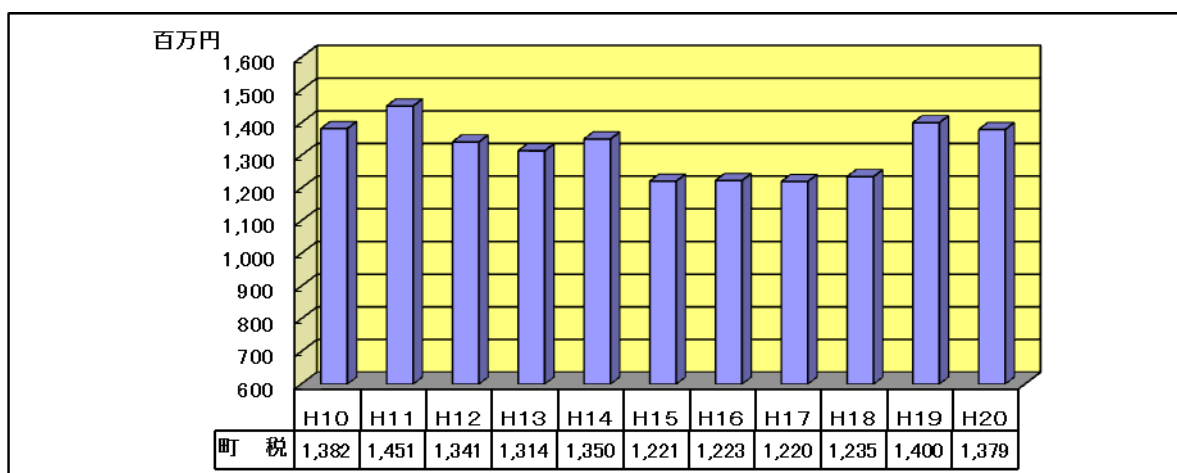
各年度の決算における歳入の推移を示すグラフです。

地方交付税は、置賜広域病院組合算入分を含む合計額で、病院分の増減により、変動しています。

国・県支出金と町債は施設等の整備事業の増減により、変動しています。

その他は、基金からの繰入金の増減により変動しているものです。

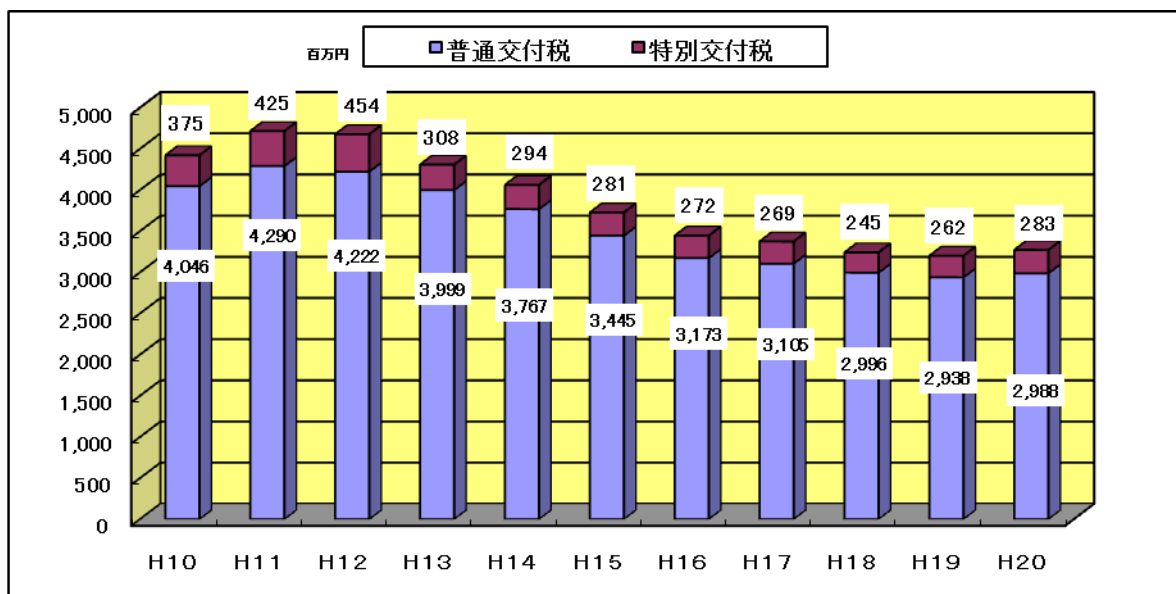
グラフ2 町税の推移



町税の収入総額の推移を示すグラフです。

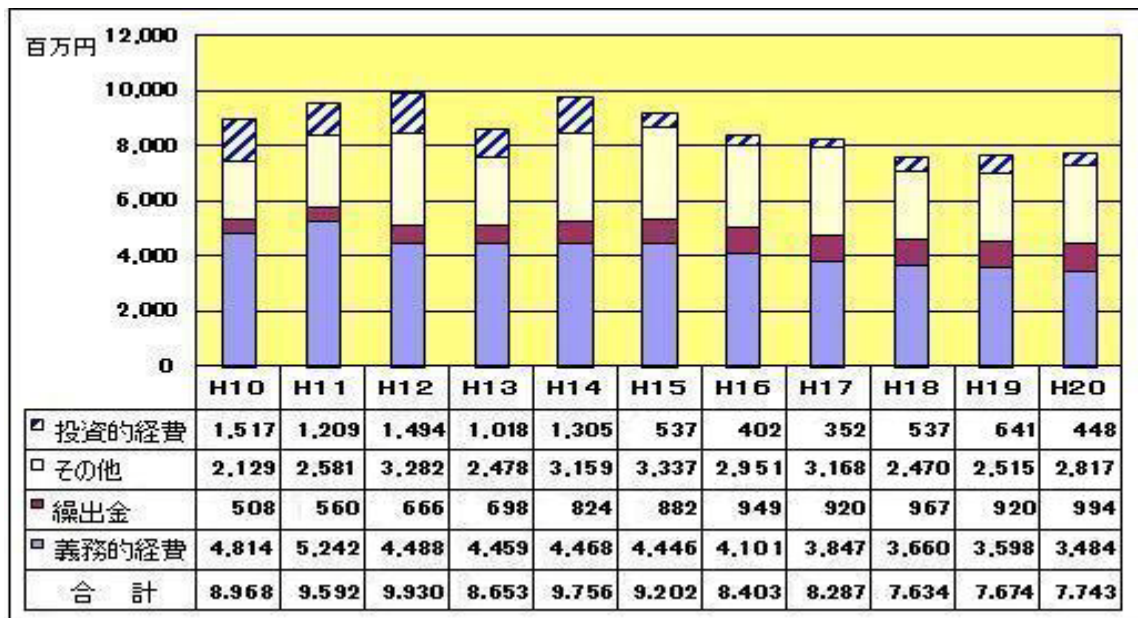
景気の低迷、人口の減少等により、町税収入が減少化しています。平成19年に大きく伸びているのは、国からの税源移譲があったためです。

グラフ3 地方交付税の推移（置賜広域病院組合算入分を除いた本町純粋分）



地方交付税のうち、純粋に町が使える地方交付税の推移を示すグラフです。  
人口の減少や三位一体の改革などの影響により、交付額が大きく減少してきました。

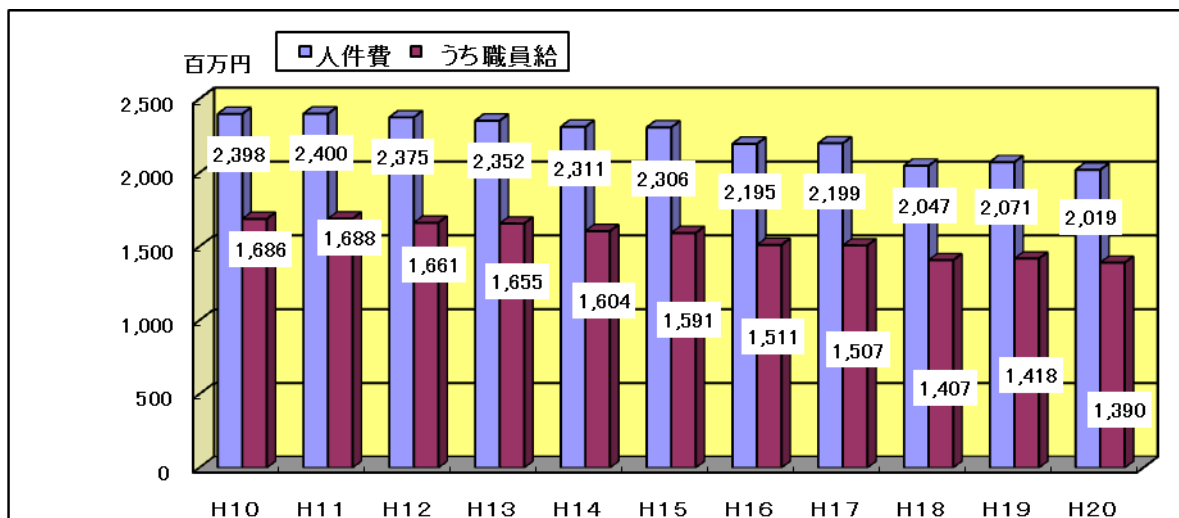
グラフ4 各年度決算の性質別歳出の推移



道路や公共施設整備のための投資的経費、人件費や公債費などの義務的経費がどれ位の割合で推移しているかを示すグラフです。

平成15年度以降、投資的経費を大幅に圧縮しています。

グラフ5 人件費の推移

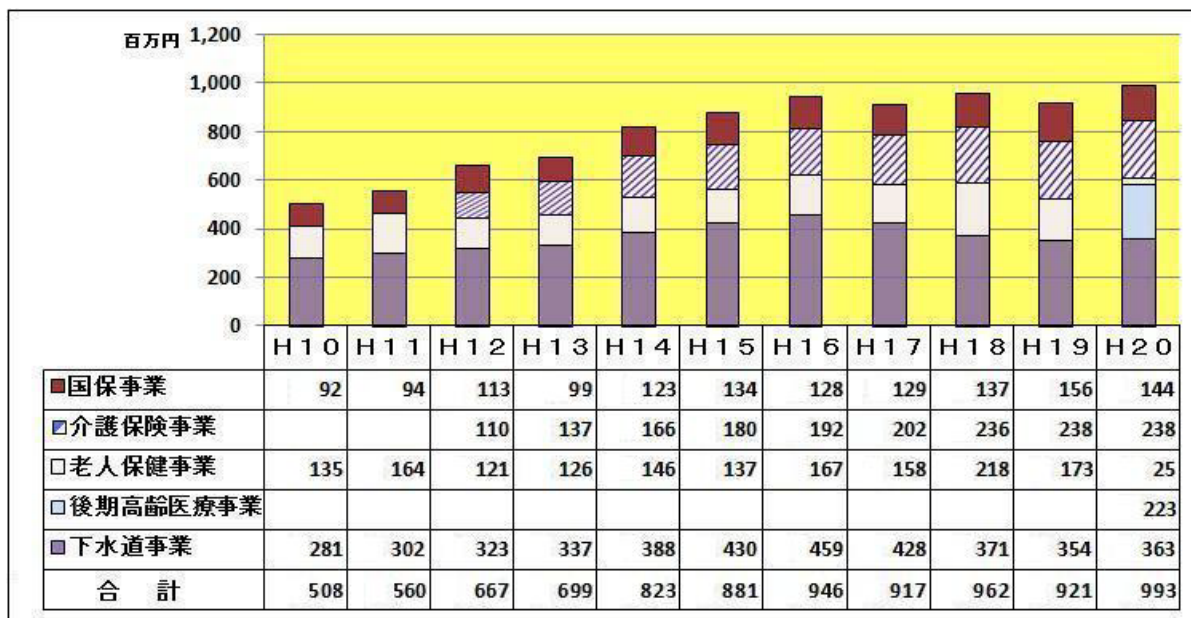


義務的経費のうち、人件費の推移を示したグラフです。

特に、職員給においては、平成11年度をピークに毎年減少しています。

これは、職員数の見直しや給与の適正化及び手当の独自削減等に取り組んだことによるものです。

グラフ6 特別会計に対する繰出金の推移

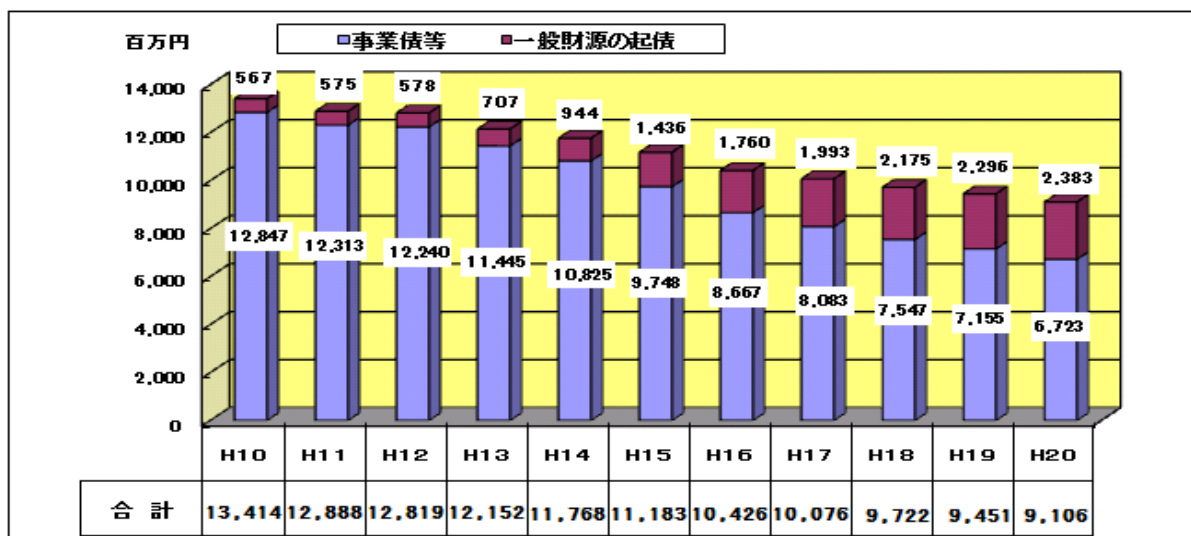


※下水道事業には、農業集落排水事業への繰出金も含む。

特別会計の運営のための財源を補てんする繰出金の推移を示すグラフです。

制度上、繰り出す割合が決まっているものもありますが、繰出金の増大は財政構造を硬直化させる要因となっています。

グラフ7 町債の現在高の推移（普通会計分）



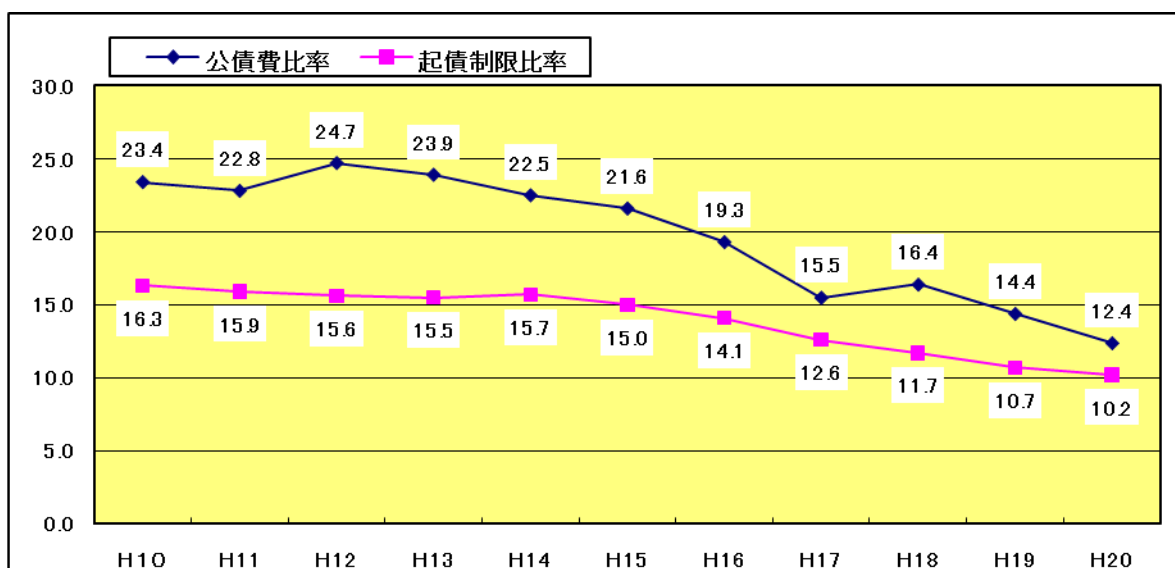
町の借入金の残高の推移を示すグラフです。

借入金を抑制してきたため、年々残高は減少しています。

また、一般財源の起債は臨時財政対策債等で、その返済の財源は地方交付税で交付されます。

※臨時財政対策債 — 地方債の一種。国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度。形式的には、その自治体が地方債を発行する形式をとるが、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源とみて差し支えない。

グラフ8 公債費指標の推移



借入金の返済割合がどれ位になっているかを示すグラフです。

借入金の縮小や繰上げ償還・低利債への借り替え等を行ったことから両指標とも減少化しました。



※公債費比率 — 標準的に収入し得る一般財源（使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる収入）に占める公債費の割合。

※起債制限比率 — 公債費の中には返済金の一部を地方交付税で措置してもらえらるものがあり、起債制限比率は、そのような交付税措置されるものを除いた正味の公債費の負担状況を示す指標です。15%を超えると警戒水準。20%を超えると起債の一部が制限され、30%を超えると起債できなくなり、町で行う事業が大幅に制限されることになるので、財政運営においては特に注意を要すべき指標です。起債制限比率が、14%を超えると各団体において公債費負担適正化計画を自主的に策定するよう総務省から求められています。

表1 地方公共団体財政健全化法に基づく4指標の推移

(単位：%)

財政指標名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実質赤字比率	—	—	0	0
連結実質赤字比率	—	—	0	0
実質公債費比率	22.0	17.8	15.1	15.8
将来負担比率	—	—	165.1	159.5

平成19年度に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、新たな財政指標が定められたものの推移を示した表です。4つの指標が一定の数値を超えると、財政健全化計画を策定し、改善を図る必要があり、その間は事業の制限が課せられます。平成18年度以降は、実質公債費比率・将来負担比率とも、適正数値で推移しています。

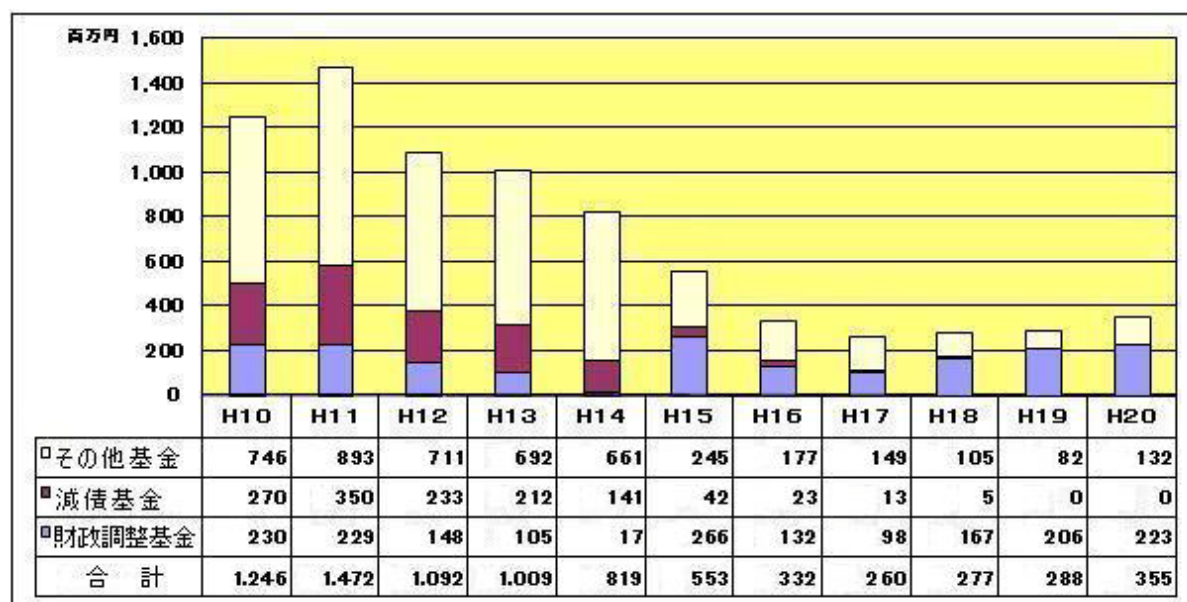
※実質赤字比率 — 一般会計における実質赤字の額の標準財政規模に対する比率。

※連結実質赤字比率 — 一般会計に公営企業会計や国民健康保険等の会計を含めた全ての会計を対象とした実質の赤字の額の標準財政規模に対する比率。

※実質公債費比率 — 一般会計及び特別会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

※将来負担比率 — 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

## グラフ9 各種基金の年度末残高の推移



基金（積立金）の推移を示すグラフです。

平成14年度に財政調整基金が底をつき、財政運営が非常に困難であったため、庁舎施設基金を取り崩し、財政調整基金に積み立てを行いました。

減債基金は借入金返済のため、計画的に取り崩しを行ってきました。



## II 行財政改革の推進

### 1 計画期間

第2次集中改革プランの推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

### 2 改革の方針

#### ○自主自立のできる持続可能な財政基盤の確立

景気低迷による町税の減少や人口減少による地方交付税の減額の一方、高齢化の進行による行政需要の拡大が予測される中、自主自立のできる持続可能な財政基盤の確立を図るため、歳入の適正な確保を行うとともに、事務事業の改善や各施設の管理運営方法を見直し、経費の削減に取り組みます。

#### ○効率的な行財政運営の推進

行政評価システムによる評価結果を基に、行政が担うべき領域を明らかにしながら事務事業全体を見直し、さらなる事務事業の厳選を図ります。定員の適正管理を行い、効率的な行財政運営に努めるとともに、質の高いスリムな行政体を目指します。

#### ○地方分権（地域主権）社会に対応できる職員の意識改革及び能力向上

自己決定、自己責任という地方分権（地域主権）の新たな時代に対応するため、職員の政策立案能力を高め創造性を発揮できるよう意識改革を進めます。

#### ○町民の参画と協働のまちづくりの推進

町民と行政の役割分担を明確にし、町政の主役である町民が主体的に活動できる環境づくりと支援を行いながら、町民参画と協働による地域づくり・まちづくりを推進します。

### 3 改革プログラムの重点施策

#### ○健全財政の確立

歳入の確保については、新たな財源確保の調査研究を行うとともに、町民の理解を求めながら、町税や使用料等の滞納整理、徴収対策を総合的に進め、収納率の向上を図ります。また、受益者負担の原則に基づき、手数料と使用料の見直しを図ります。さらに、遊休資産の売却や広告収入、その他の収入の確保に努めます。

歳出については、歳入に見合った歳出を基本とし、様々な経費の節減に努めます。

#### ○事務事業の見直し

行政評価システムによる評価結果を基に、さらなる事務事業の見直しを進めます。

各事業において年次目標を設定しながら効率的な事業運営を行います。

事業の緊急性及び必要性を考慮し、外部委託が可能なものは、積極的にアウトソーシングを進めます。

#### ○組織機能の効率化と定員の適正管理

現在の組織機能を常に点検し、より効率的なものに高めていきます。また、適正な定員管理を行いながら、少子高齢化社会に対応した質の高い住民サービスを進めます。

小学校現行学区の見直しを検討します。また、幼児施設については、統廃合及び一部民営化について検討します。

#### ○公共施設管理運営等の改善

指定管理者制度を導入している施設の評価を行い、適正な更新手続きを進めます。

また、新たな施設における指定管理者制度の導入を検討します。

町有施設の利用改廃について検討し、施設の有効利用を図ります。

庁舎をはじめ町有施設全般にわたり省エネルギーと省資源対策を進め、経常経費の一層の削減を図ります。

#### ○人材育成と職員の資質の向上

自主自立のまちづくりを進めるため、職員の企画力、政策立案能力、実践力を高めていくことが求められています。地方分権（地域主権）という時代の変化に対応し、広い視野を持ち町民の期待に応えられる人材を育成するため、職員の意識改革と資質の向上を図ります。

#### ○情報提供と行政サービスの向上

高度情報化事業の実施に伴い、町民の暮らしに密着した情報を、インターネットや様々な手段をとおして積極的に提供します。また、高齢者や情報弱者に対して配慮するとともに、町民から寄せられる情報をキャッチし、情報の共有化を図ります。お知らせや情報は、町民の視点に立ち、わかりやすさを基本に発信するとともに、より一層行政の透明性を高めるため、情報の公表に努めます。

町民相談機能のより一層の充実を図るとともに、町民生活に直結した行政サービスの向上に努めます。

#### ○町民の参画と協働のまちづくり

町民が主体となって、まちづくりに参画できる環境づくりをめざします。

地域づくり活動の育成支援を図ります。女性や若者の参画を進めるとともに、自治会や地域における個人、団体、グループ、NPO等の連携による町民と行政の協働のまちづくりを推進します。

引き続き、職員の地域担当制や地域自立支援策等の充実に努めます。

## 4 行財政改革プログラム

●準備 ○検討 ◎実施

	No.	項目	プログラムの内容	担当課	実施予定年度				
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
一健全財政の確立	1	健全財政の推進	「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づき、本町の健全財政を推進するとともに、財源確保のための財政調整基金の適正な積み立てを行う。 ・標準財政規模の5%を目標に財政調整基金の積み立てを行う。	改革推進課	◎	◎	◎	◎	◎
	2	総合的な収納対策の強化	町税及び使用料等の適正な収納を実施する。 (1) 町税の現年度収納率97%を目指す。 ・滞納整理の一元化を図り、厳正な滞納処分を実施する。 ・差し押さえ物件のインターネット公売を実施する。	税務収納課 当該課	◎	◎	◎	◎	◎
	3	使用料・手数料の見直し	条例等で定めている使用料、手数料について3年に1度見直しを図る。	当該課		●	◎		●
	4	収入の確保	あらゆる方向からの財源確保を目指し、収入を確保する。	全 課	◎	◎	◎	◎	◎
			(1) 下水道・農集集落排水の接続促進を行う。	地域整備課	◎	◎	◎	◎	◎
			(2) 町有財産及び遊休資産の売却を進める。 ・法定外公共物の売払いの促進 ・町有財産の売払いの促進 ・インターネット公売の実施	総務課	◎ ●	◎	◎	◎	◎
			(3) ふるさと寄附制度のPRを行う。	改革推進課	◎	◎	◎	◎	◎
			(4) 広告収入の確保を図る。 ・町報、ホームページ及び封筒広告の実施	総務課	◎ ●	◎	◎	◎	◎
	5	人件費等の適正化	国、県、近隣自治体と比較し、是正を要するものを見直す。	総務課	◎	◎	◎	◎	◎
	6	補助金・負担金の整理統合及び縮減	運営補助から事業補助への転換を図るとともに、終期の設定を行う。 広域行政に係る負担金の縮減を目指す。 (ごみの減量化推進による負担金算出要素の縮減等)	当該課	◎	◎	◎	◎	◎
	7	町有備品（公用車含む）の適正管理	町有備品を適正に管理し、経費の削減を進める。						
(1) 一般備品を適正に管理する。 ・電算処理による一元管理の実施			総務課	●	◎	◎	◎	◎	
		(2) 町有車両を適正管理に管理する。 ・町有車両整備計画に基づいた車両の整備を行う。 ・環境に配慮し、低燃費の車両の導入を図る。	総務課	◎	◎	◎	◎	◎	
二事務事業の見直し	8	事務事業の見直し	業務を行う上で、常に事務事業の見直しを図る。 行政評価システムを活用し、継続的な事務事業の見直し、適正な行政運営を行う。 ・行政評価システムの適切な運用を行う。	全 課	◎	◎	◎	◎	◎
	9	外郭団体の自主的運営促進	事務局や会計事務等の積極的な自主運営を促す。	当該課	◎	◎	◎	◎	◎
	10	土地開発公社のあり方の検討	土地開発公社の改廃を検討する。 ・未売却地の販売を促進する。	地域整備課	○	◎			
	11	公共事業の厳選	公共事業の優先度を検討し、適正な事業の推進を図る。 (1) 道路整備方針に基づき事業を進める。 (2) 下水道事業の新規区域の拡大を休止する。 (3) 合併浄化槽の設置促進を図るとともに、市町村設置型の調査研究を行う。	当該課	◎	◎	◎	◎	◎
		本町における総合的かつ効率的な交通対策を推進							

	No.	項目	プログラムの内容	担当課	実施予定年度				
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
二 事務事業の見直し	12	総合的、効率的な交通対策の推進	し、町内一円の交通体系を整備する。 ・地域公共交通会議の開催による課題の整理 ・デマンド型乗合交通の充実 ・羽前小松駅の機能の充実	協働のまちづくり課	◎	◎	◎	◎	◎
	13	外部委託（アウトソーシング）の推進	事務事業を精査し、外部委託が可能なものは、積極的にアウトソーシングを進める。	全 課	◎	◎	◎	◎	◎
			（１）地籍調査業務のアウトソーシングを検討す	地域整備課	○	◎			
（２）電算部門のアウトソーシングを促進する。 ・ホームページの外部委託の実施			総 務 課	◎	◎	◎	◎	◎	
14	サテライト川西診療所の検討	（３）上下水道料金徴収事務のアウトソーシングを検討す	地域整備課	○	◎				
		置賜広域病院組合が策定した「病院改革プラン」に基づく経営の健全化に取り組むとともに、施設の在り方について検討する。	健康福祉課		●	○	◎		
三 組織機能の効率化と定員の適正管理	15	各種委員会等の活性化	各種委員会等の趣旨に則り、より効果的な運営を目指す。 ・公募委員の募集方法の検討 ・女性委員の登用の推進	当 該 課	◎	◎	◎	◎	◎
	16	定員適正化計画による職員数の適正な管理	定員適正化計画に基づき職員数の適正な管理を行う。 ・平成22年度に新たな定員適正化計画を策定する。	総 務 課	◎	◎	◎	◎	◎
	17	総合窓口機能・町民相談の充実	ワンストップサービスの充実を図るとともに、関係機関と連携し、町民相談機能の充実を進める。	住民生活課 税務収納課	◎	◎	◎	◎	◎
	18	大課制及びグループ制の効果的な運用	大課制及びグループ制を効果的に運用するため、行政管理改善委員会等における見直しを図る。	総 務 課	◎	◎	◎	◎	◎
	19	小学校学区の見直しの検討	小学校学区の見直しを検討する。	教育総務課	○	○	○	○	○
	20	幼児施設の統廃合と民営化	平成24年度までの施設統廃合を目指し、一部幼児施設の民営化に向けた検討を行う。	教育総務課	●	●	◎		
	21	広域連携の推進等	広域的な視点に立ち、広域連携できるものは積極的に推進する。	全 課	◎	◎	◎	◎	◎
			（１）定住自立圏構想の調査研究を行う。	改革推進課	○	○	○	○	○
			（２）上下水道事業の広域化について検討する。	地域整備課	○	○	○	○	○
	22	省エネルギー・省資源対策の徹底	（３）平成24年度からの消防の広域化を目指す。	消防本部	●	●	◎		
省エネルギーの新たな事業導入の調査研究を行う。			協働のまちづくり課	◎	◎	◎	◎	◎	
平成24年度からISOの町独自システムの導入を図る。			改革推進課	●	●	◎	◎	◎	
四 公共施設管理運営等の改善	23	町有施設の有効利用と改廃を検討する。	当 該 課	○	○	○	○	○	
		・川西町立第二中学校	総 務 課	○	○	◎			
		・川西町中央公民館	協働のまちづくり課 教育総務課		●	○	◎		
		・川西町健康福祉センター	健康福祉課	●	○	◎			
		・川西町農村環境改善センター	総 務 課 産業振興課		●	○	◎		
		・川西町営小松スキー場	協働のまちづくり課		●	○	◎		
		・川西町埋蔵文化財資料展示館	協働のまちづくり課		●	○	◎		
		・川西町教職員住宅	教育総務課	●	○	◎			
		・川西町防雪サブセンター	地域整備課	●	○	◎			
		・第2平谷地住宅	地域整備課	●	○	◎			
		・旧町立病院看護寄宿舍	総 務 課	●	○	◎			
		・旧医師住宅1号	総 務 課	●	○	◎			
		・旧川西診療所玉庭分院	総 務 課	●	○	◎			
・旧置賜農業高校教員アパート	総 務 課	●	○	◎					

	No.	項 目	プログラムの内容	担当課	実施予定年度				
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	24	指定管理者制度の推進	既に制度を導入している施設について、点検評価を実施し、公募・非公募も含め、適正な更新手続きを行う。また、新たな指定管理者施設の導入を目指す。	当 該 課	◎	◎	◎	◎	◎
			・川西ダリヤ園	産業振興課			●	○	◎
			・農村環境改善センター	総 務 課 産業振興課		●	○	◎	
五人 人材 育成 と 職員 の 資 質 の 向 上	25	職員研修の充実と能力開発	人材育成基本方針に基づく研修を実施し、管理職及び主幹等のマネージメント能力の向上を図るとともに職員の能力向上に努める。 ・階層別研修の実施 ・派遣研修、自主研修の推進 ・職場内講師の活用	総 務 課	◎	◎	◎	◎	◎
	26	会議運営の改善とコミュニケーションの円滑化	資料の事前配布を励行し、会議時間の短縮を図る。 ウェブ環境を最大限活用し、コミュニケーションを図る。	全 課	◎	◎	◎	◎	◎
	27	職員提案の積極的な活用	まちづくりに関して、職員提案を募り、政策立案に反映させる。 ・職員提案システムの構築	改革推進課	○	◎	◎	◎	◎
六 情 報 提 供 と 行 政 サ ー ビ ス の 向 上	28	高度情報基盤の活用による行政情報の提供	ホームページやケーブルテレビ等を通じて、最新の行政情報を提供する。	全 課	◎	◎	◎	◎	◎
			・町ホームページのリアルタイムの情報更新を行う。	全 課	◎	◎	◎	◎	◎
			・議会中継のネット配信を実施する。	議会事務局	◎	◎	◎	◎	◎
			・高齢者や情報弱者へのフォローを充実する。	全 課	◎	◎	◎	◎	◎
29	時代に即応したコンピュータシステムの導入	機能的なシステムを導入し、住民の利便性の向上を図る。 ・住民基本台帳カードの普及推進 ・電子申請のPR	全 課	◎	◎	◎	◎	◎	
七 町 民 の 参 画 と 協 働 の ま ち づ く り	30	行政と町民役割分担の明確化と相互連携	行政の責任と役割及び町民が担う分野を明確にし、相互の協力と連携を図る。 ・協働のまちづくりの理念を住民に浸透させる。 ・地域支援調整会議を活かし、協働のまちづくりの理念、考え方を各課の事務事業に反映させる。	協働の まちづくり課	◎	◎	◎	◎	◎
	31	出前町長室など直接対話による広聴活動の充実	出前町長室を開催し、町長と町民が直接対話する場を設け、町政に対する意見や提言を聴き政策に反映させる。 ・町政通信簿（仮称）の実施	総 務 課	◎	◎	◎	◎	◎
	32	地域づくり活動の支援・連携	町民が主役となるまちづくりへの支援・連携を行う。 (女性、若者、自治会、NPO等) ・地区交流センターの運営支援の実施 ・羽前小松駅の運営組織との連携支援の実施	協働の まちづくり課	◎	◎	◎	◎	◎
	33	職員の地域担当制の推進	職員の地域担当制を継続し、地域の課題に町民とともに取り組む。 ・職員の地域活動への積極的参画を推進する。	協働の まちづくり課	◎	◎	◎	◎	◎
	34	パートナーシップの強化	ボランティアやNPO団体等と連携し、行政との相互補完的機能の充実を図る。	協働の まちづくり課	◎	◎	◎	◎	◎

## 5 今後の行財政運営について

今後の財政見通しは、歳入は、これまでの実績を踏まえ町税においては景気の低迷、人口減少、固定資産評価額の減等により減少傾向で推移するものと見込まれます。歳入の半分以上を占める地方交付税についても、単年度での増減はあるものの大きな伸びは期待できない状況であると考えられます。国・県支出金も平成20年度からの経済対策、緊急雇用対策等の制度の終了後は平年ベースで推移するものと思われます。

歳出は、人件費の適正化を図る一方、扶助費については、子ども手当の創設や社会保障費の自然増等により、増加傾向で推移するものと見込まれます。投資的経費は、経済対策による経費の伸びに加え、統合中学校や幼児施設の再編整備、小学校の耐震化等大規模な事業計画により増加傾向で推移するものと考えております。

今後において、赤字決算は発生しないものと考えておりますが、地方交付税等が現行の制度で推移するとの前提であり、今後大きな制度改革等があった場合は大幅な見直しが必要になるため、今後とも経費の節減を図り、財政の健全化を進めてまいります。

このような状況から、第2次川西町集中改革プランでは、第1次プランにおいて実施した経費の削減、規模の縮小及び事業の中止等の視点のみならず、施設の利活用の検討、職員研修の充実及び協働のまちづくり等「行政サービスの質の向上」を重視するとともに、国の施策に対応した体制整備を求めるためのプログラムで編成したところです。



## 川西町行財政改革推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、川西町行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じ、会議に本部員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

### (専門部会)

第6条 行財政改革に関する専門的検討を行なうため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に専門部長及び専門部員を置く。
- 3 専門部長及び専門部員は、本部長が本部員のうちから任命する。

### (事務局)

第7条 本部及び専門部会の庶務その他事務を処理するため、改革推進課内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、経営管理主幹をもって充てる。
- 4 事務局員は、改革推進課長の指名する職員をもって充てる。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

### 附 則

この訓令は、昭和60年6月1日から施行する。

### 附 則（平成7年9月20日訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する

### 附 則（平成8年4月1日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成9年4月1日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成12年7月1日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年4月1日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年8月6日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年4月1日訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年7月7日訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日訓令第30号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年7月1日訓令第13—1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年11月1日訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

本部役職名	職 名	氏 名
本 部 長	町長	原 田 俊 二
副 本 部 長	副町長	高 橋 款
本 部 員	教育長	高 橋 武 夫
〃	総務課長	山 口 俊 昭
〃	改革推進課長	遠 藤 勝 則
〃	協働のまちづくり課長	栗 田 政 弘
〃	住民生活課長	鈴 木 新 司
〃	税務収納課長	平 田 和 雄
〃	健康福祉課長	金 田 忠 夫
〃	産業振興課長	高 橋 栄 一
〃	地域整備課長	生 田 敏 一
〃	会計管理者	平 伸 一
〃	出納検査課長	（平 伸一）
〃	消防長	鷲 尾 武 次
〃	議会事務局長	横 山 昇
〃	農業委員会事務局長	（高橋栄一）
〃	教育委員会教育総務課長	小 関 忠

（ ）は、兼務